

エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程

制定 平成26年4月1日

S I I - 2 6 F - 規程 - 0 0 1

改正 平成27年7月1日

S I I - 2 7 F - 規程 - 0 0 1

改正 平成28年5月16日

S I I - 2 8 F - 規程 - 0 0 1

改正 平成28年8月25日

S I I - 2 8 F - 規程 - 0 0 2

(通則)

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が行う経済産業省からのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱（平成24・03・28財資第5号。以下「要綱」という。）第3条に基づくエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 S I I が行う利子補給金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 S I I は、省エネルギー設備等の導入事業（以下「利子補給対象事業」という。）を行おうとする民間事業者（以下「利子補給対象事業者」という。）に対し、利子補給対象事業の実施に必要な資金の一部もしくは全部について金融機関が融資を行う場合、その融資に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本利子補給金の交付対象としない。

2 前項に掲げる金融機関は、沖縄振興開発金融公庫及び次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 労働金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 漁業協同組合

- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 株式会社日本政策投資銀行
- (10) 生命保険会社又は外国生命保険会社等

(交付の申請)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする利子補給対象事業者は、様式第1による交付申請書にS I Iが定める書類を添付して、S I Iが別に定める時期までに提出しなければならない。ただし、あらかじめ、S I Iの承認を得たものはこの限りではない。

(単位期間)

第5条 融資残高を算出するにあたっては、3月11日から同年9月10日までの期間を単位期間Iとし、同年9月11日から翌年3月10日までの期間を単位期間IIとする。

(金融機関の責務)

第6条 金融機関は、利子補給対象事業に係る融資の契約を利子補給対象事業者と締結し、その融資期間内における返済完了までの単位期間毎の融資残高及び利子補給対象期間内の利子補給金の額の算出を行う。また、S I Iが別途定める金融機関の業務に対し、善良なる管理者の注意をもって対応しなければならない。

2 金融機関は、利子補給対象事業者と交付申請等に係る書類を共同作成し、代行申請を行う。また、利子補給金の交付決定を受けた事業について内容の変更等が生じていないかの確認を行い、必要に応じてS I Iが定める書類を共同作成し、代行してS I Iに報告等を行う。

(利子補給金の交付額)

第7条 単位期間ごとに交付する利子補給金の額は、融資残高が融資契約に基づく弁済により変動するごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times X$$

A 当該単位期間における当該融資契約に係る融資残高

B 当該単位期間における融資残高の存する日数

X 別表にて定める利子補給率

(交付の決定)

第8条 S I Iは、第4条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、利子補給金を交付すべきと認めたときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、交付決定通知書により金融機関を経由し利子補給対象事業者に通知するものとする。S I Iは、適正な交付を行うために必要と認めるときは、必要な条件を付することができるものとする。

2 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本利子補給金の交付対象とはせず、利子補給対象事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の

全部若しくは一部を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第9条 利子補給対象事業者は、利子補給金の交付の決定通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を金融機関を経由してS I Iに提出しなければならない。

(変更承認等)

第10条 利子補給対象事業者及び金融機関は、第8条の交付決定後に利子補給金の額等の変更があった場合には、S I Iの承認を受けなければならない。

2 S I Iは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(状況報告)

第11条 利子補給対象事業者及び金融機関は、利子補給対象事業の遂行状況及び資金の融資状況について、S I Iの要求があったときは速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 利子補給対象事業者及び金融機関は、原則、利子補給金の交付を受けようとする単位期間ごとに、様式第2による実績報告書をS I Iが別に定める期間までにS I Iに提出しなければならない。

(利子補給金の額の確定)

第13条 S I Iは、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、金融機関を経由して利子補給対象事業者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第14条 利子補給対象事業者は、前条の規定による利子補給金の額の確定通知を受けた後に、様式第3による請求書をS I Iに提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第15条 S I Iは、前条の規定により提出された請求書を審査し、利子補給金の額の確定の内容に適合すると認めるときは、利子補給金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 S I Iは、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の利子補給金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 利子補給対象事業者及び金融機関が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくS I Iの

処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 利子補給対象事業者及び金融機関が、本事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(4) 利子補給対象事業者及び金融機関が、利子補給金を対象事業以外の用途に使用した場合。

(5) 利子補給対象事業者及び金融機関が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 S I I は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する利子補給金が交付されているときは、期限を付して当該利子補給金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 S I I は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の利子補給金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(利子補給金の経理等)

第17条 利子補給対象事業者及び金融機関は、利子補給金に関する帳簿及び証拠書類を利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第18条 S I I は、本事業の実施に当たって、利子補給対象事業者及び金融機関から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。

この場合、当該業務に従事する職員及びS I I が業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、S I I が別にこれを定める。

(暴力団排除に関する制約)

第19条 利子補給対象事業者及び金融機関は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について利子補給金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日以前に平成24年4月5日付けS I I - 2 4 F - 規程 - 0 0 2により利子補給金の交付を行った事業については、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

平成27年3月31日以前に二以上の年度にわたる利子補給の交付決定を受けた又は承認された事業については、それぞれ当該利子補給の交付決定又は承認を受けた初年度に施行されていた交付規程の定めによる。

附則

この規程は、平成28年5月16日から施行する。

平成28年3月31日以前に二以上の年度にわたる利子補給の交付決定を受けた又は承認された事業については、それぞれ当該利子補給の交付決定又は承認を受けた初年度に施行されていた交付規程の定めによる。ただし、様式第1、様式第2及び様式第3については、全ての事業に適用する。

附則

この規程は、平成28年8月25日から施行する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、利子補給金の交付の申請をするに当たって、また、利子補給対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表)

利子補給率

融資利率の範囲	利子補給率
$0.011 \leq \text{融資利率}$	利子補給率 ≤ 0.01
$0.001 \leq \text{融資利率} < 0.011$	利子補給率 $\leq \text{融資利率} - 0.001$
融資利率 < 0.001	利子補給率 = 0

※ 融資利率とは、借り入れた元金に対する支払利息の割合のことをいう。

様式第 1

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

住 所
申請代行者 名 称
代表者等名 印

平成 年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金
交付申請書

エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（以下「交付規程」という。）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 利子補給対象事業の名称
2. 利子補給対象事業の目的及び内容
3. 利子補給金交付申請額

- (1) 融資額及び利子補給対象融資額
- (2) 融資利率及び利子補給率
- (3) 利子補給対象期間及び融資残高
- (4) 利子補給金交付申請額

4. 利子補給対象事業の詳細（新規融資の申請の場合のみ）

- (1) 総事業費
- (2) 利子補給対象事業に要する経費
- (3) 利子補給対象事業の完了予定日

※一般社団法人 環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が認められる設備等を導入しようとする方に交付するものです。

(注1) この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 申請者の役員等名簿（別紙1）
- (2) その他S I Iが指示する書面

(注2) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（S I I－24F－規程－002）に基づく申請については、金融機関を申請者として記載すること。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

住 所
報告者 名 称
代表者等名 印

住 所
報告代行者 名 称
代表者等名 印

平成 年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金
実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る利子補給対象事業が完了しましたので、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 利子補給対象事業の名称
2. 利子補給対象事業の目的、内容及び効果
 - (1) 目的及び内容
 - (2) 効果
3. 利子補給金交付決定額及び交付決定年月日
 - (1) 融資額及び利子補給対象融資額

- (2) 融資利率及び利子補給率
 - (3) 利子補給対象期間及び融資残高
 - (4) 利子補給金交付決定額
 - (5) 交付決定年月日
4. 利子補給金受領額及び受領年月日
- (1) 利子補給金の受領額
 - (2) 受領年月日
5. 利子補給対象事業の詳細（新規融資の報告の場合のみ）
- (1) 総事業費
 - (2) 利子補給対象事業に要する経費

※一般社団法人 環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が認められる設備等を導入しようとする方に交付するものです。

(注1) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（S I I - 2 4 F - 規程 - 0 0 2）及びエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（S I I - 2 6 F - 規程 - 0 0 1）に基づく報告については、第12条を第10条に読み替えるものとする。

(注2) この報告書には、S I I が指示する書面を添付すること。

(注3) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（S I I - 2 4 F - 規程 - 0 0 2）に基づく報告については、金融機関を報告者として記載すること。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 殿

住 所
請求者 名 称
代表者等名 印

住 所
請求代行者 名 称
代表者等名 印

平成 年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金
支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からのエネルギー使用合理化
特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金について、エネルギー使用合理化特
定設備等導入促進事業利子補給金交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 利子補給対象事業の名称

2. 支払請求金額 金 円

3. 振込先

銀行 支店 預金 口座番号 口座名義

※一般社団法人 環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が認められる設備等を導入しようとする方に交付するものです。

(注1) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（S I I - 2 4 F - 規程 - 0 0 2）及びエネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（S I I - 2 6 F - 規程 - 0 0 1）に基づく請求については、第14条を第12条に読み替えるものとする。

(注2) エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金交付規程（S I I - 2 4 F - 規程 - 0 0 2）に基づく請求については、金融機関を請求者として記載すること。